

【市長コメント】

福岡高等裁判所那覇支部における、普天間飛行場騒音訴訟の控訴審判決についてコメントいたします。

まちのど真ん中に普天間飛行場が存在する宜野湾市では、夜間にまでおよぶ米軍機の訓練による航空機事故の危険性や、騒音など、市民は限界を超えた基地負担を負い続けております。

平成 8 年には、普天間飛行場周辺における「危険性の除去」と「基地負担軽減」を目的として、日米両政府で普天間飛行場の全面返還が合意されましたが、20 年経過した今日においても返還が実現しておりません。

判決内容の詳細はまだ把握しておりませんが、司法の場において普天間飛行場周辺の住民が被っている騒音被害の実態が、改めて認められたものと考えております。

本日の判決でも認められた騒音被害については、9 万 7 千名余の宜野湾市民全体が被っている被害であるとも言え、政府におかれては返還合意の原点を忘れることなく、周辺住民の生活環境を改善できるよう、さらなる騒音対策を講ずるとともに、騒音問題の抜本的な解決へ向け、普天間飛行場の一日も早い返還を必ず実現していただくよう改めて強く要望いたします。

今後も引き続き、宜野湾市民の生命・生活・財産を守る立場にある宜野湾市長として、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向け、市民が実感できる形で、危険性除去や 5 年以内運用停止をはじめとする基地負担軽減が着実に前進できるよう、日米両政府をはじめとする関係機関に対し、強く求めてまいります。

平成 28 年 12 月 1 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳